



# 杉並区と女子美術大学との デザインに係る連携 協働に関する協定書



杉並区と女子美術大学は、「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定」に基づき、すぎなみの輝き度向上をめざしたデザインに係る連携協働に関する協定をここに締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、すぎなみの輝き度向上に取り組む杉並区と、デザインの先端研究を進める女子美術大学が相互に連携協働し、杉並区が行う外部への発信に係るデザイン力を向上させることを目的とする。

## （内容）

第2条 女子美術大学は、杉並区からの依頼に基づき、杉並区の施策・事業に関するデザイン案の作成等を行う。

2 女子美術大学は、本協定に基づく調査研究事項について、杉並区の同意を得たうえで、デザイン等に係る学術研究用資料として扱うことができる。

3 杉並区と女子美術大学は、デザイン案の作成等について、本協定に基づき、委託契約を別に締結する。

## （協議）

第3条 杉並区と女子美術大学は、協議担当窓口として、すぎなみの輝き度向上調整会議事務局と女子美術大学研究所をそれぞれ指名し、本協定に基づく事業の円滑な運営を図る。

2 この協定書に定めのない事項については、杉並区と女子美術大学が協議のうえ決定する。

平成 19 年 5 月 28 日

杉並区長

女子美術大学学長